

奈良県告示第五百三三号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第二十六条の二第三号イの規定により、次のとおり個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）第十五条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所の所在地
平成三十年三月 十三日	学校法人近畿大学	大阪府東大阪市小若江三丁目四番 一号